

ご存じ
ですか!?

民法と不動産登記法の法律改正により

令和6年4月～相続登記が義務化されます



改正前に開始された相続

相続登記をせずにそのまま放置

遡及適用の為

この場合は令和6年4月から
3年以内となります

改正法施工
令和6年4月

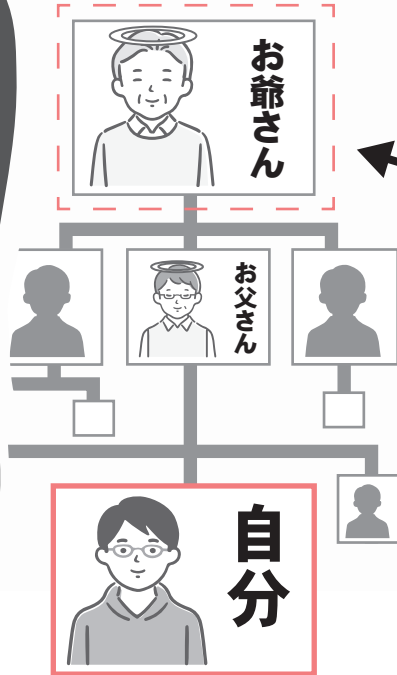
改正後に開始された相続

相続を知った日から
3年以内に
相続登記の義務

3年以内に相続登記の
申請を行わなかった場合

10万円以下の
過料の可能性が**あります**

※正当な理由のない申告漏れの場合



現在売却をお考えの方...

この方の名義で不動産が残っていませんか?

そのまま放置しておくと...

利害関係が複雑になり
後々トラブルにも

時間と労力、税金の
負担が増える

相続の手続が長期化し
スムーズに売却出来なくなる

まずはお気軽にご相談下さい。

一度確認
してみようかな

相続登記って
したかしら



名細コンサルタント

〒510-0821 四日市市久保田一丁目5番41号

フリー
ダイヤル

0120-1-4649-1

ヨロシクイチャン

TEL 059-352-7100

FAX 059-354-0078